

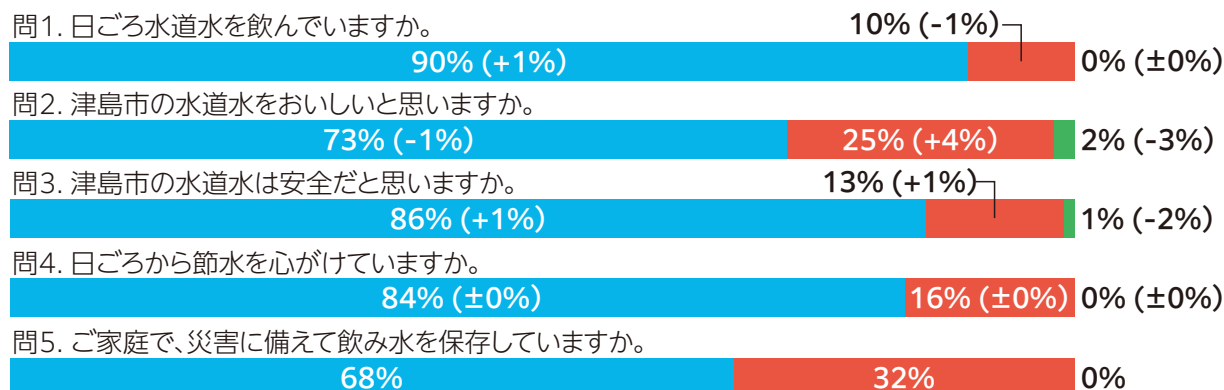


問合 上下水道部管理課管理G ☎55-9728

6月1日(月)～7日(日)の1週間、水道水に関するアンケートを実施しました。203人の方から回答をいただき、ありがとうございました。その結果は次のとおりです。

これからも安全でおいしい水道水の供給に努めます。

第68回 水道週間アンケート結果 (昨年度比増減・問5は前年度なし) ■はい ■いいえ ■無回答



下水道工事のお知らせ

愛宕町9丁目地内において下水道の工事を実施します。

工事期間中は事故防止を図るため、道路の交通規制を行います。なお、規制期間については、現地案内看板等でお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

工事箇所 図のとおり

工事期間 9月ごろ～令和9年2月

問合 工務課工務G ☎55-9748



セアカゴケグモにご注意ください

ID 513025357

セアカゴケグモとは

熱帯から温帯に分布する毒グモで、愛知県内では、平成17年に初めて中部国際空港滑走路付近で生息が確認され、その後県内各地で発見されています。

メスは体長が約1cmで、全身が光沢のある黒色、細長い脚と腹部の背面の中央に赤からオレンジ色の帯が目立ちます。また、腹部の腹面に赤色の砂時計型の斑紋を有します。

セアカゴケグモに攻撃性はなく、驚かされると死んだふりをするなど、おとなしい性質ですが、触ると咬まれます。

見つけた時は

素手で捕まえたり触らないようにして、市販の殺虫剤

(ピレスロイド系)を使ったり、靴で踏み潰したりして駆除してください。

咬まれた時は

針で刺されたような激しい痛みを感じ、発汗、発熱、発疹が起こる場合があります。ほとんどの場合は軽症ですが、重症化することもあるので、医療機関に相談してください。

問合 生活環境課環境保全G

☎55-9368

セアカゴケグモ ▶
(メス、背面)と卵囊
【1目盛=1mm】

出典: 愛知県衛生研究所



固定資産税(家屋) の減額措置



ID 760029558(住宅耐震改修)
ID 692455004(高齢者等居住改修)
ID 686205051(熱損失防止改修)
問合 税務課固定資産税G ☎55-9264

住宅耐震改修をしたとき

対象家屋 昭和57年1月1日以前に建築され、令和8年中に工事費が50万円を超える耐震改修を行ったもの

減額される額 令和9年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が2分の1減額

※認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和9年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額、通行障害既存耐震不適格建築物にあたる家屋は、令和9年度分が3分の2、令和10年度分が2分の1減額(減額範囲はすべて120㎡分まで)

申請期日 改修後3カ月以内に問い合わせ先へ申請してください。

高齢者等居住改修(バリアフリー改修)をしたとき

対象家屋 新築から10年以上経過し、65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または障がいのある方のいずれかが居住されている住宅のうち、令和8年中に工事費(自己負担分)が50万円を超えるバリアフリー改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事

廊下の拡幅、手すりの設置、階段の勾配緩和、床の段差解消、浴室の改良、引き戸への取り替え、トイレの改良、床の滑り止め化

減額される額 令和9年度分の当該家屋の固定資産税の税額(100㎡分まで)が3分の1減額

申請期日 改修後3カ月以内に問い合わせ先へ申請してください。

熱損失防止改修(省エネ改修)をしたとき

対象家屋 平成26年4月1日以前に建築され、令和8年中に、改修工事に要する費用(自己負担分)が60万円を超える改修を行ったものまたは断熱改修に係る工事費が50万円超、かつ、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超える改修を行ったもの

対象工事

①窓の断熱改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

※①の工事または①を含む改修工事であり、外気等と接する部分の工事に限ります。また、改修工事によりそれぞれの部分が現行の省エネ基準に新たに適合することになる工事です。

減額される額 令和9年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が3分の1減額

※認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和9年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額

申請期日 改修後3カ月以内に問い合わせ先へ申請してください。

※高齢者等居住改修(バリアフリー改修)、熱損失防止改修(省エネ改修)について、新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度は減額の適用を受けることができません。

介護保険料の納付について

ID 107810908(特例措置) 問合せ 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

介護保険料は前年の所得を基に算定しています。

このたび、令和8年度の保険料額が確定したため、該当の方に8月1日付けで「納入通知書(保険料額決定通知書)」をお送りします。

納付方法は、次のとおりです。

年間を通して 普通徴収の方

8月から、今回確定した保険料での納付が始まります。

対象

- ・年金額が年額18万円未満の方や受給年金が老齢福祉年金の方
- ・年度途中(令和8年4月2日以降)に65歳になった方や転入した方

年間を通して 特別徴収の方

10月から、今回確定した保険料での年金天引きが始まります。

対象 既に年金から保険料を天引きされている方

現在 普通徴収で、8月から 特別徴収となる方

8月は仮の保険料で、10月からは今回確定した保険料での年金天引きが始まります。

対象 令和7年12月2日～令和8年2月1日に65歳になった方、または同期間に転入し資格を取得した方で、年額18万円以上の年金を受給している方

現在 普通徴収で、10月から 特別徴収となる方

8・9月は今回確定した保険料を普通徴収で納付、10月からは年金天引きが始まります。

対象 令和8年4月1日現在、年金受給額が年額18万円以上の65歳以上の方で、8月までに年金天引きが始まっていない方

普通徴収

…納付書または口座振替での納付方法

特別徴収

…年金天引きによる納付方法

※天引き対象年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

口座振替のご利用を

普通徴収の方は、口座振替を利用すると便利です。

持ち物

市指定金融機関で手続きする場合

介護保険料の納付書、通帳、通帳印

市役所で手続きする場合

介護保険料の納付書、通帳、通帳印またはキャッシュカード

※市役所高齢介護課窓口では、**キャッシュカード**で、口座振替が簡単に登録できるマルチペイメントシステムをご利用いただけます。

令和8年度介護保険料の特例措置

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられますが、介護保険制度においては、3年単位で保険料収入を見込んでいるため、想定しない保険料の収入不足を防ぐ観点から令和8年度介護保険料については、給与所得控除の最低保証額引き上げの影響を遮断し、控除が従前のものとして保険料を算定する特例措置を設けます。

ただし、上記に関わらず、令和7年度および令和8年度の住民税が非課税の方で、令和8年度の介護保険料の算定に係る住民税が、給与所得控除の最低保証額引き上げの影響を遮断したことにより、課税とみなされている方については、特例減免を適用することができる場合があります。なお、特例減免に係る申請は不要です。

介護保険料を納めない

介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。介護保険料を納めないでいると、サービスを利用する際に、制約を受けたり、利用者負担が重くなる場合があります。また、納入通知書に指定した納期限内に保険料を納めず督促を受けた場合においては、条例の定めるところにより延滞金を納めていただくことになります。

保険料を1年以上滞納した場合

介護保険の給付が償還払い(利用料の全額をいったん本人が支払い、後から払い戻しを受ける方法)に変わります。

保険料を1年6カ月以上滞納した場合

滞納している介護保険料が納付されるまで、保険給付の全額、または一部を一時差し止めます。差し止められている保険給付額から滞納保険料を控除します。

保険料を2年以上滞納した場合

滞納期間に応じて、給付割合が引き下げられます。高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

誰もが安心してサービスを受けられるよう、保険料の納付にご理解ください。

長寿教室



ID 753356710 問合 高齢介護課地域包括ケアG ☎55-9471

日時・場所・定員等 下表のとおり

対象 市内在住の65歳以上の方

受講料 無料

申込 8月3日(月)～14日(金)に電話または直接問い合わせ先へ(応募者多数の場合は、初めて参加する方、要介護認定をお持ちでない方優先の後、抽選)。

※1人1教室のみ申し込み可。

教室名	開催日	開催時間	場所	講師	回数	定員
けんこう体操教室 ※ゆったりと体操や 脳トレ	9月3日・17日、 10月1日・15日、 11月5日・19日 (いずれも木曜日)	午後1時30分 ～2時30分	生涯学習センター 第一日本間	津島市健康づくり リーダー	6回	15人
転倒予防教室 【中級】	9月8日～11月24日 (毎週火曜日) ※9月22日、11月3日 は休み	午後1時30分 ～3時	生涯学習センター 体育室	公益社団法人 愛知県柔道整復師会 津島市介護予防事業会	10回	40人

家族支援プログラム

ID 351170003

問合 高齢介護課地域包括ケアG ☎55-9471

認知症のご家族を介護されている方への講座です。介護のコツを聞くことや、仲間と話すことで気持ちが軽くなります。

日時・場所等 下表のとおり

対象 初期から中期の認知症の方を介護しているご家族

受講料 無料

申込 10月2日(金)までに電話または直接問い合わせ先へ。

日程	時間	場所	内容	講師
10月13日(火)	午後1時 ～3時45分	市役所 1階東会議室	作ろうネットワーク介護者相談交流会	家族の会
11月10日(火)			学びましょう認知症のこと 認知症の基本的な知識の習得	医師
12月8日(火)			上手に使うサービス利用 介護保険や社会資源について学ぶ	主任ケアマネジャー
令和9年 1月12日(火)			みつめてみましょう、あなたの心 介護の仕方と介護者の心を知る	家族の会
2月9日(火)			医者と上手に付き合おう 医師との関わり方、薬について学ぶ	医師
3月9日(火)			寄り添ってみましょう、相手の心 認知症の方本人の思いを知り、 適切なリハビリについて学ぶ	施設職員等

8 月 市 民 相 談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相 談 名	日 時	場 所	問 合
行政相談	7日、9月4日 午前10時～正午	市役所1階相談室	秘書広報課秘書 G ☎24-1123
弁護士相談(要予約)	4、18日、9月1日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	4、18、25日、9月1日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	5、12、19、26日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益財団法人 認知症の人と家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
こども家庭相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談(要予約)	平日 午前8時30分～午後5時15分 週初の開所日 午後7時まで 第2土曜日 午前9時30分～午後4時	年金事務所	予約受付専用電話 予約日時は平日の時間帯のみ ☎0570-05-4890 ☎03-6631-7521
年金相談(要予約)	27日 午前10時～午後4時 予約開始は8月3日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金 G ☎24-1114
法律相談(要予約)	12日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務 G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	7、13日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 労働者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時30分	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	21日 午前10時30分～正午	東地区 子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	5、6、12、13、19、20、26、27日、 9月2、3日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉 G ☎24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総 数……………58,668人(-73) 男……………29,009人(-43) 女……………29,659人(-30) 世帯数……………27,784世帯(-6) 7月1日現在、()は前月比
市内の交通事故・犯罪 【5月】	事故発生件数……14件(61件) うち死亡者………0人(1人) 犯罪発生件数……31件(182件) ()は令和8年中の累計
市内の火災	5月……………3件(8件) ()は令和8年中の累計
救急車の出動回数	5月……………302件(1,478件) ()は令和8年中の累計

今月の市税や料金など

納期限 令和8年8月31日(月)

市民税・県民税・森林環境税…第2期 国民健康保険税…第2期
市営・改良住宅家賃、保育所等利用者負担金…8月分
介護保険料…第5期 後期高齢者医療保険料…第2期
下水道事業受益者負担金…第1期

市税の今後の納期

	9月	10月	11月
市民税・県民税・森林環境税	—	第3期	—
固定資産税・都市計画税	—	—	—
国民健康保険税	第3期	第4期	第5期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、あいち銀行、名古屋銀行、東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)